



令和7年3月19日

県民への説明

福岡県久留米市日吉町23-3

メディア7ビル6階

NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット

代表理事 梶 島 修

1. 説明に係る事実

2024年度及び2025年度に係る事業報告書等を事業期間終了後3ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

2. 事業報告書等の提出がなされていない理由

- (一) 令和2年12月上旬頃までに、NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット（以下「ふくおかネット」という）は福岡家庭裁判所から法人として113件の後見人等に選任されていましたが、その当時のふくおかネットの代表理事（以下「従前代表理事」という）が後見業務の執行中、自治体に対する死亡した被後見人の葬祭費の扶助請求で不正受給が発覚しました。そのため、その頃、ふくおかネットは、福岡家庭裁判所から、上記不正行為を理由に113件全事件の後見等事件について後見人等を解任されました。それ故、それまで、ふくおかネットが法人として担当していた目的業務の全部の遂行が不可能になりました。
- (二) その後、裁判所は後見人を変更した上記113件について、新たに選任された後見人等にそれぞれの事件を調査させて行きました。しかし、従前代表理事が担当していて被後見人の死亡等により既に終了していた85件の終了事件を、その後、従前代表理事以外のその後に新代表理事となった当職を始めとする従前の理事、監事で調査して行ったところ、不正が発覚し18件について、従前代表理事の業務上横領行為が判明しました。

そして、従前代表理事から、令和2年12月30日から順次、従前代表理事

に被害金額を返還してもらい、合計金2596万3189円を回収、これを被害者の相続人に令和6年7月9日までに、順次、全額返還しました。

(三) 以上のとおり、法人としての本来の目的活動ではないと考えていたもので、大変申し訳ありませんでしたが、提出不要と誤解していました。

3. 今後の提出の予定

今後、総会で法人解散の決議や残余財産の寄付先等も定め、できれば今年度中に、解散手続を終了することを約束します。

以上